

2024/04/08（現在）

利益相反における本文中の記載について【ご参考】

投稿規程（I. 論文の記述方法）は、「投稿論文に関連する研究助成（企業からの研究委託も含めて）に関して、助成機関（依頼企業）、助成番号（委託番号）を記す。該当する利益相反がない場合も「申告すべき利益相反なし」と記載する」としています。

よって、本文中の具体的な記載は、以下を参考にしてください。

<筆頭著者・共著者に、申告すべき利益相反がある者が含まれる場合の記載例>

【利益相反・自己申告】

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇の社員である。

(人物A) (企業名等)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇の株式を保有している。

(人物A)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇から特許権使用料を受けている。

(人物A)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から講演料を受けている。

(人物A)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から研究費を受けている。

(人物A)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から奨学（奨励）寄付金を受けている。

(人物A)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から講演料を受けている。

(人物B)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から研究費を受けている。

(人物B)

〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇、株式会社〇〇〇から奨学（奨励）寄付金を受けている。

(人物B)

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は、申告すべき利益相反なし。

(人物C) (人物D) (人物E)

本調査の実施、解析にかかる費用は、株式会社〇〇〇が負担した。論文執筆は〇〇〇〇様が協力し、その費用は株式会社〇〇〇が負担した。

※利益相反のある方から人物ごとに詳細を記し、最後に利益相反のない方をまとめて記してください。

<筆頭著者・共著者の全員が、申告する利益相反がない場合の記載例>

利益相反：申告すべき利益相反なし

以上